



平成20年11月28日  
国住指第3466号

社団法人

日本建築士事務所協会連合会会長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



建築士法等の一部を改正する法律等の施行について  
(技術的助言)

建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号。以下「改正法」という。）、建築士法施行令及び建設業法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第186号。以下「改正政令」という。）、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成20年国土交通省令第37号。以下「第1次改正省令」という。）、建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年国土交通省令第61号、以下「第2次改正省令」という。）並びに建築士法施行規則及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令（平成20年国土交通省令第89号。以下「第3次改正省令」という。）その他関連する国土交通省告示の施行については、「建築士法等の一部を改正する法律等の施行について」（平成20年11月28日付け国住指発第3464号）により住宅局長から関係団体あて通知されたところであるが、改正法、改正政令、第1次改正省令、第2次改正省令及び第3次改正省令等のうちこれらの法令による改正後の建築士法（昭和25年法律第202号。以下「士法」という。）、建築士法施行令（昭和25年政令第201号。以下「士法施行令」という。）及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号。以下「士法施行規則」という。）並びに建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「基準法施行規則」という。）に関する部分の運用に係る細目及び運用方針は下記のとおりであるので、通知する。

貴団体におかれては、貴団体加盟の業者又は建築士に対する周知徹底及び指導をお願いする。

なお、各都道府県の建築士行政担当部長に対しても、この旨通知しているのので、申し添える。

記

1. 建築士の資質及び能力の向上について

(1) 建築士に対する定期講習の受講義務付け

定期講習の受講が必要となる期間については、原則として建築士が直近の定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年としたところであるが、次の左欄に掲げる講習について、同表の中欄に掲げる一級建築士は、同表の右欄に掲げるところにより講習を受けなければならない。また、二級建築士及び木造建築士についても、一級建築士定期講習の規定に準じてそれぞれ二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習を受講する必要がある。(士法施行規則第17条の37)

一級建築士定期講習	イ 一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内に建築士事務所に所属した一級建築士であつて、一級建築士定期講習を受けたことがない者	当該建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内
	ロ 一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年を超えた日以降に建築士事務所に所属した一級建築士であつて、一級建築士定期講習を受けたことがない者	遅滞なく
	ハ 一級建築士であつて、建築士事務所に所属しなくなつた後、当該者が受けた一級建築士定期講習のうち直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年を超えた日以降に建築士事務所に所属した者	遅滞なく
構造設計一級建築士定期講習	構造設計一級建築士証の交付を受けた者であつて、構造設計一級建築士定期講習を受けたことがない者	構造設計一級建築士講習を修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内
設備設計一級建築士定期講習	設備設計一級建築士証の交付を受けた者であつて、設備設計一級建築士定期講習を受けたことがない者	設備設計一級建築士講習を修了した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内

また、建築士法等の一部を改正する法律の施行の日（平成20年11月28日。以下「施行日」という。）において、一級建築士試験、二級建築士試験又は

木造建築士試験に合格している者であつて、当該建築士資格により現に建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士及び施行日から平成24年3月31日までに建築士事務所に所属した一級建築士、二級建築士又は木造建築士であつて、当該建築士資格に係る定期講習を受けたことがない者は、平成24年3月31日までに定期講習を受ける必要がある。(第2次改正省令附則第2条)

## (2) 建築士試験の受験資格に係る経過措置

一級建築士試験の受験資格について、以下の経過措置を置くこととされた。(改正法附則第3条第2項及び第3項)

- ①施行日前に正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した者は士法に規定する国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者と、その者が有する当該課程を修めて卒業した後の建築に関する実務の経験(施行日前のものに限る。)は士法に規定する建築実務の経験とみなす。
- ②施行日前から引き続き正規の建築又は土木に関する課程に在学する者で施行日以後に当該課程を修めて卒業したものは、士法に規定する国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者とみなす。

また、士法第15条第1号に規定する、大学、高等専門学校等の卒業者に係る二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格について、以下の者を士法に規定する国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者とみなす経過措置を置くこととされた。(改正法附則第3条第6項)

- ①施行日前に正規の建築に関する課程を修めて卒業した者
- ②施行日前に正規の土木に関する課程を修めて卒業した者で当該課程を修めて卒業した後の士法に規定する建築実務の経験(当該課程を修めて卒業した後の建築に関する実務の経験(施行日前のものに限る。))を含む。)を1年以上有するもの
- ③施行日前から引き続き正規の建築に関する課程に在学する者で施行日以後に当該課程を修めて卒業したもの
- ④施行日前から引き続き正規の土木に関する課程に在学する者で施行日以後に当該課程を修めて卒業したもののうち、当該課程を修めて卒業した後の士法に規定する建築実務の経験を1年以上有するもの

さらに、士法第14条第4号及び第15条第4号に規定する実務経験のみによる受験資格について、以下の経過措置を置くこととされた。(改正法附則第3条第4項及び第7項)

- ①二級建築士としての実務経験を有する者に係る一級建築士試験の受験資格について、施行日前における二級建築士としての実務経験は、士法に規定する設計等の実務の経験とみなす。
- ②建築に関する実務経験を有する者に係る二級建築士試験及び木造建築士試

験の受験資格について、施行日前における建築に関する実務経験は、士法に規定する建築実務の経験とみなす。

### (3) 建築士試験の受験資格に係る建築実務

士法施行規則第10条第1項に規定する建築に関する実務は、設計及び工事監理に関する業務のほか、建築工事の指導監督や確認審査等に関する業務など建築物全体に係る設計図書等に基づく業務に限定するものであり、設計図書等と関わりを持たない営業の業務や建築に関する研究の経験等を含むものではないことに留意されたい。

## 2. 構造設計及び設備設計に関する特例について

### (1) 構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の要件

士法第10条の2第1項第2号に掲げる「国土交通大臣が、構造設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士」及び同条第2項第2号に掲げる「国土交通大臣が、設備設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士」に該当する者としては、例えば、士法第4条第3項に規定する外国の建築士免許を受けた者であって、国土交通大臣が一級建築士と同等と認めて一級建築士免許を与えた者のうち、構造設計又は設備設計について高度な知識及び技能を有する者等が想定される。

### (2) 法適合確認を行う場合の建築士事務所登録

士法第20条の2第2項又は第20条の3第2項の確認は、士法第21条に規定する設計に含むこととされることから、これらを業として行おうとする場合には、建築士事務所の登録が必要となる。(士法第23条第1項)

### (3) 建築設備士の位置付け

設備設計一級建築士制度の施行後においても、士法施行規則第17条の18に規定する建築設備士の位置付けは従前と何ら変わるものではないことから、設備設計の高度化を踏まえ、建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者として、今後も建築設備士の一層の活用を図っていくことが望まれる。

なお、設備設計一級建築士が士法第20条の3第2項の確認を行う際に、専門分野の補完等の観点から建築設備士の意見を聴くことについても、望ましいものであることを申し添える。

### (4) 建築に関する確認及び検査の特例に係る規定の整備

基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物については、建築士が設計及び工事監理を行った場合にあつては、建築確認、中間検査又は完了検査において審査の一部省略を行うこととされている。この審査省略の特例（以下「四号特例」という。）については、改正法において、建築士の技術水準等の事情を勘案して、建築物の区分のみならず、建築士の区分に応じて政令で定めることとされた。（基準法第6条の3第2項）

四号特例の見直しの時期及び内容については、引き続き今後の検討課題としており、改正法の施行の状況や、現行実施されている技術力向上のための講習会による習熟状況等を踏まえ、慎重に検討していくこととしている。

### 3. 設計及び工事監理等の業務の適正化について

#### (1) 再委託の制限の対象となる業務

士法第24条の3に規定する再委託の制限は、同法第2条第5項に規定する設計及び同条第7項に規定する工事監理について、再委託を禁止するものであり、設計補助等のいわゆる補助業務について再委託を行うことを禁止するものではない。

#### (2) 施行の際現に置かれている建築士事務所を管理する建築士に係る経過措置

施行の際現に建築士事務所を管理する建築士については、当該建築士事務所に引き続き建築士事務所を管理する建築士として置かれる場合に限り、施行日から起算して3年を経過するまでの間に管理建築士の要件を満たせばよいこととされた。（改正法附則第3条第13項）

上記期間において、建築士事務所の登録の有効期間の満了後に引き続き業務を行うため、士法第23条第3項に規定する更新の登録を受ける場合についても、当該経過措置は適用されることとなる。

#### (3) 複数の建築士資格を有する場合の管理建築士の要件

士法第24条第2項において、管理建築士の要件は建築士として3年以上の設計その他の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習の課程を修了した建築士であることとされているが、当該要件は、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別ごとに満たされなければならないものではなく、建築士として一度満たされれば足りるものである。すなわち、建築士としての業務の経験年数及び管理建築士講習の受講は、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別ごとに求められるものではない。

#### (4) 重要事項説明の対象となる設計受託契約又は工事監理受託契約

士法第24条の7に規定する重要事項説明は、設計受託契約又は工事監理受

託契約を建築主と締結する際に行う必要があるものであり、他の建築士事務所（以下本項において「元請建築士事務所」という。）が受託した設計の一部について再委託が行われる場合については、元請建築士事務所は建築主に該当しないため、重要事項説明は不要である。同様に、公共工事における設計業務の受託において、発注する自治体に士法上の設計を行う者がいる場合についても、当該自治体は建築主に該当しないため、重要事項説明は不要である。

なお、士法第24条の8に規定する書面の交付については、委託者が建築主に該当するか否かに関わらず、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結した場合には、委託者に対して法令に規定する事項を規定した書面を交付する必要があることを念のため申し添える。

#### 4. その他の改正事項について

##### (1) 書式の改正に伴う一級建築士免許証の扱い

施行日前に交付されている第3次改正省令による改正前の書式（以下「旧書式」という。）による一級建築士免許証は、施行日以後においても、これを使用することができる。（第3次改正省令附則第2条）

また、旧書式による一級建築士免許証の交付を受けている一級建築士は、第3次改正省令による改正後の書式による一級建築士免許証の交付を国（中央指定登録機関が指定されている場合にあつては、中央指定登録機関。以下同じ。）に申請することができる。この場合、当該申請は一級建築士免許証の書換え交付の申請とみなされることとなるため、士法第5条第5項及び士法政令第2条第2号の規定により、書換え交付の手数料として5,900円を国に納付する必要がある。

（第3次改正省令附則第3条）